

※ 本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致しません。

### 取締役候補者に異議を表明したのみならず一天馬社監査等委員会

2020年6月27日の日経新聞に「創業家常務らの取締役選任 天馬の総会で否決」の見出しの記事が載った。監査等委員会が2020年6月2日、会社提案の（監査等委員を除く）取締役候補者8名のうち、3名を名指しで取締役として不適任であると公表した結果、この3名は株主総会において賛成票が過半数に達せず、否決されたのである。

会社法において、監査等委員会は監査等委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任又は辞任についての意見を決定し、その意見を株主総会で述べることができる権限を認められており、天馬の監査等委員会はこの権限を行使したのである。（注）

また、監査等委員会は、これだけではなく、当総会において監査等委員1名の選任について会社が準備した候補者を蹴って監査等委員会が独自に候補者を立て、これを株主総会の議案として提出、可決されたのである。

2020年4月2日公表の第三者委員会調査報告書（公表版）を読んでみよう。

（注）会社法342条の2第4項、同399条の2第3項の三、及び会社法施行規則74条1項3号）

#### 1. なぜ監査等委員会は取締役候補3名の選任に反対したのか

海外公務員への贈賄事件の一例として、詳細を知ることが参考になると思い、記述する。なお、監査等委員についての記述をアンダーラインした。

##### (1) ベトナム天馬におけるベトナム税務局職員への現金支払い

2019年8月、プラスチック成型大手の天馬（東証一部）の子会社であるベトナム天馬は、ベトナム税務局による2014年から2018年までの法人税等の定期税務調査を受けた。この調査により、同年8月26日、税務局は「初期投資資本分を超える投資拡張分及び金型修理事業から生じた所得に対して、罰金と延滞利息合わせ8,900万円の追徴課税が発生する」との見解を示した。

同月27日と28日、ベトナム天馬・管理部次長のG氏（以後G次長）は、税務局調査リーダーに計算根拠の説明を求めつつ、追徴額の減額を要請した。この中で、追徴額とは別に同リーダーに対して現金1,500万円相当を支払えば、追徴額の減額に応じてもらえるとの認識をG次長は持った。この情報は同日、ベトナム天馬の総経理E氏（以後E総経理）に報告され、E総経理は天馬本社の執行役員企画部長A氏（以後A部長）に報告した。

8月30日、調査リーダーから、1,500万円の支払いをするのかしないのか、2時間以内に回答するようにG次長の上司の管理部長のF氏に要求があった。F氏はE総経理に伝え、E総経理は本社A部長に対し、支払った方がよいとの考えを伝えた。A部長は、社長U氏（以後U社長）及び財務経理部長の取締役S氏（以後S取締役）が不在のため、以前の同様事案の例からして、承認は得られるだろうと判断し、支払を承認した。

F氏はE総経理の指示により、8月30日、G次長らを伴って1,500万円を銀行から引出した。8月31日10時、G次長は調査リーダーから指定された喫茶店で1,500万円を手渡した。G次長の依頼で喫茶店の近くで見守っていた上司のF氏は、G次長が喫茶店から出た時、現金の入っていた紙袋を持っていなかったことを確認した。

1,500万円を支払ったことについて、9月2日E総経理はA部長経由でS取締役に、9月3日にはA部長から海外出張中のU社長に電話にて報告された。U社長は特段異議を述べることはなかった。ただし、U社長は、表の社内回覧用報告書と1,500万円の支払いを記載した裏の報告書の作成をA部長に指示した。第三者委員会報告書には「この時点

で、U 社長は現金交付について事後承諾を与えていたわけではなかった。」と記されている。

#### (2) 現金支払い後の追徴額の減額通知

9月2日、ベトナム天馬は調査チームから追徴税額は合計で3,160万円との通知を受領したが、ベトナム天馬が依頼していたコンサルティング会社から、投資拡張分についても初期投資資本に対する税優遇を継続適用しているとの税務局の認定事例を探し当て、これに基づき税務局に相談したところ、9月10日、調査チームから追徴税額は合計262万円との調査結果書を受領し、9月20日に支払を完了した。

9月25日、U 社長は、A 部長から表と裏の税務監査最終報告書を受領した際、A 部長に対し「A 部長の判断で行ったのか。A 部長の判断は間違っている、今後は現金交付を承認しない。」と述べた。併せて、E 総経理がベトナムから帰国するのに合わせて、直接報告をするように A 部長に指示した。

A 部長は監査等委員を除く取締役全員に税務監査最終報告書を回覧した。

#### (3) 現金交付についての本社の対応

2019年10月4日、本社社長室にて、U 社長は K 常務（総務・IR 担当）、S 取締役及び A 部長とともに、E 総経理から現金交付の経緯について報告を受けた。E 総経理は、交付した1,500万円はベトナム天馬において、消耗品費として数か月に分けて計上すると報告した。

同年10月7日、U 社長は S 取締役及び A 部長に対し、他の役員への報告の場を設けるよう指示した。後日、T 専務から隠蔽したとの批判をかわすためであった。

この「役員報告会」（非公式）には、監査等委員は招集しないこととした。その理由について、S 取締役は、監査等委員から監査法人に情報が伝わると、「大ごと」になる可能性があるためと述べている。

A 部長は、自分だけが責任を負わされることを危惧して、T 専務に「助けてほしい」と懇願した。T 専務は、T 名誉会長に伝え、T 名誉会長から K 会長に伝えられた。

翌10月8日の役員報告会には、U 社長、K 会長、T 専務、K 常務、O 常務（生産・技術開発担当）及び S 取締役が出席し、U 社長からの冒頭の話に次いで A 部長から口頭で経緯の説明が行われた。出席者全員一致により、本事案について事後承認を与えること、E 総経理及び A 部長については不問に付すことが合意された。

第三者委員会は、この時点で、監査等委員を含む全取締役に対し、ベトナム天馬で起きた現金交付の経緯を共有し、全員が重く受け止め、有事対応策、調査、再発防止へと動くべきだったと述べている。

#### (4) 隠ぺい工作

10月16日、U 社長、K 常務及び S 取締役は、顧問弁護士に1,500万円の対応について相談した。その結果、次のような対応をすれば違法行為が適法化される可能性がある、と認識した。

- ① すでに交付した現金を交付先から返金してもらう。
- ② 交付した相手先から紹介されたコンサルティング会社とベトナム天馬との間でコンサルティング契約を締結する。
- ③ 返金を受けた金額と同額をコンサルティング会社にコンサルティング料として支払い、領収書を受領する。(注)

(注) 第三者委員会は、このようなやりかたであれば必ずコンサルティング会社から税務局職員に支払うこととなり、違法行為が適法化されることはない、としている。

U 社長らは、コンサルティング契約を検討する方針を決定し、詳細手続を S 取締役、A 部長及び E 総経理に委ねた。

E 総経理は税務担当官から推薦を受けたコンサルティング会社 R 社を使って1,500万円の適法化措置をすることとしたが、この時点で税務局職員から現金の返金を受け取るとは断念した。そして採った方法とは次の通りであるが、明らかに顧問弁護士の言う内容とは異なるものである。

- ① ベトナム天馬からコンサルティング会社 R 社に 2,000 万円を送金する。
- ② R 社はベトナム天馬に 1,500 万円を現金にて返金する。
- ③ R 社は 2,000 万円の領収書をベトナム天馬に発行する。

S 取締役は、E 総経理から送られた「税務コンサルティング料支払いの件」という一般稟議書を基に、11 月 8 日、取締役会が終了し、監査等委員が退席後、U 社長、K 会長、T 専務、O 常務、K 常務らに報告した。その後、一般稟議書を添付し、経営会議決議書として回覧し、報告を受けた全員及び A 部長らから承認印を取得した。

11 月 11 日、コンサルティング契約が締結された。なお、現金納付額 1,500 万円は、決算に当たって販売費及び一般管理費で費用処理された。

#### (5) 監査等委員に知らされる

11 月 15 日、K 常務は乙法律事務所の丙及び丁弁護士らに面談し、T 専務らによる U 社長の退任を求める動きや、ベトナム税務局職員への現金交付について相談した。

弁護士らは次のように指摘した。

「交付した現金を返金してもらったとしても、また、税務局職員が紹介したコンサルティング会社であれば、コンサルティング契約を締結して振込送金すること自体が、新たな贈賄行為として不正競争防止法違反に該当する。」

K 常務が面談後、U 社長に本指摘を伝えたところ、U 社長は、S 取締役、A 部長及び E 総経理に対し、本コンサルティング契約の取引停止を指示した。

11 月 17 日、K 常務は T 名誉会長から「話合いができないのであれば、株主代表訴訟を提起します。代表取締役の懲戒解雇です。」とのメールを受けた。当社の役職員の誰かが T 名誉会長に情報を提供したと K 常務は思ったという。

K 常務は、11 月 18 日、U 社長、K 会長、及び S 取締役の 4 名と共に乙法律事務所を訪問し、T 名誉会長からの指摘に対する対応を相談した。丁弁護士は、本事案の経過を取締役会で監査等委員を含めて情報共有するとともに、取締役会から独立した第三者委員会による厳正な調査を行うよう助言した。

11 月 19 日 14 時、天馬の非連結子会社 TQ の会議室で、T 名誉会長のもとに海外子会社の拠点長らが集結し、U 社長に対する不満を述べ合った。T 専務と K 監査等委員も出席した。この会合では、U 社長の問題行為について、監査等委員会に設置された内部通報窓口に一斉に通報することなどが決められた。

同日 16 時から本社会議室にて、臨時取締役会が開催された。T 専務と K 監査等委員は 14 時からの TQ での会議に出席していたため、欠席した。

I 監査等委員及び F 監査等委員は出席した。U 社長は、ベトナム天馬の税務局職員に対する現金交付と税額減額の概要を説明し、これらの経過につき弁護士に意見を求めたところ、コンサル契約として支払いすること自体が、贈賄に該当する疑いがあるとのことなので、本日の臨時取締役会を開催した旨報告した。

S 取締役は、もっと早い段階で監査等委員を含めた全取締役に周知すべきだったと反省していると述べた。そして、当事案について第三者委員会を設置することが決議された。

11 月 20 日以降、TQ の会議室での決定を受けて、内部通報窓口である監査等委員会への通報が一斉になされ、監査等委員は通報内容の調査に乗り出した。

12 月 2 日、臨時取締役会が開催され、第三者委員会の委員 3 名を正式に決定し、設置に関する開示を行った。

#### (6) 監査等委員会の「お知らせ」

2020 年 6 月 26 日の定時株主総会に向けて、会社は監査等委員である取締役に除く取締役 8 名の選任議案を提出した。これに対しては、「天馬のガバナンス向上を考える会」と名乗る株主（創業家の一方である T 前名誉会長側）（注）が、会社提案に対抗して別の取締役 8 名の選任議案を提出した（2020 年 5 月 20 日）。

（注）創業家者は K 家（K 会長、K 常務）と T 家（T 名誉会長、T 専務）である。現社長は創業家出身ではないが、K 家の支持を受けている。T 家は反社長派となっているようである（筆者推測）。

一方、監査等委員会は 2020 年 5 月 19 日、取締役責任調査委員会を設置し、この調査結果に基づき、「お知らせ」と題して、会社提案の取締役選任候補者のうち、K 常務、S 取締

役及びA氏（上海天馬董事長兼總經理）の3人がベトナム天馬の贈賄に関連したとして、取締役候補として不適切であると公表した（2020.6.2「お知らせ」（監査等委員会による取締役選任候補者についての意見および取締役責任調査委員会の設置について））。

なお、T名誉会長について、第三者委員会は、T専務が自分の叔父にあたるT名誉会長が天馬の経営に介入することを容認し、他の取締役も「当社はオーナー企業だから、重要な経営事項は創業家の両家が話し合っただけで決めるのが当然」としてきたが、T名誉会長は、ベトナム贈賄事件をU社長に対する攻撃材料として利用し、創業家の両家の抗争が、本事件の解決を遅らせることとなったと指摘した。これを受けて2020年4月23日、会社はT名誉会長の解任を行った。

監査等委員が、取締役候補として不適任とした主な理由は次の通りである。

K常務は、ベトナム贈賄事件において、法務IR担当でありながら、コンサルティング契約を締結させ、虚偽の仮装工作を進めた。

S取締役は、ベトナム贈賄事件において、CFOとして虚偽の経理処理を主導した上に、贈賄の事実が監査等委員に伝わると監査法人にも情報が伝わり、大ごとになるからと監査等委員に伝えなかった。なお、あずさ監査法人は信頼関係が薄れたとして退任した。

A氏（上海天馬董事長兼總經理）は、Y国の子会社の總經理であったとき、Y国への税関局職員への現金交付について関与した疑いがあるとしている。

会社は、監査等委員会が取締役会の3名の監査等委員の内、I氏とK氏は、T名誉会長の辞任決議に反対したこと、もう一人の監査等委員F氏の意見を一切受け入れることなく、会社提案の取締役候補の内、3名が不適任とするとの監査等委員会の意見を株主総会参考書類に付記することを請求する旨の決議を行ったなど、監査等委員会の中立性・公正性に対する不信を述べている（2020.6.4「当社監査等委員会に関する一部報道について」）。

#### **(7) 株主総会の採決**

監査等委員である取締を除く取締役候補8人中、監査等委員会が不適とした3人とも、40%台に留まり、否決された。株主提案8名は全員過半数に届かず、否決された。

#### **(8) 驚きの新たな体制**

2020年7月1日付で新たな体制が発表された。K会長、U社長、T専務、O常務、K常務、S取締役は退任し、株主総会で選任された5人の取締役と1人の監査等委員が新たに就任した。

だが、執行役員の変動の発表を見ると、取締役候補で否決された、K元常務とS元取締役が何と、それぞれ、常務執行役員総務部長、執行役員財務経理部長に任命されているではないか。どう考えたらよいのだろうか。

## **2. 監査等委員の選任に監査等委員会が独自の候補者を立てた**

この株主総会には、新たに1名の監査等委員の選任について、（会社説明によると）会社が準備を進め、監査等委員会の決議により同意を得ていたにも拘らず、監査等委員会は、急遽、別の候補者（弁護士）を決定し、株主総会に提出することを請求し、株主総会で可決されている。

会社法によれば、監査等委員の選任に関しては次のように定められている。

344条の2第1項 取締役は、監査等委員会がある場合において、監査等委員である取締役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査等委員会の同意を得なければならない。

同第2項 監査等委員会は、取締役に対し、監査等委員である取締役の選任を株主総会の目的とすること又は監査等委員である取締役の選任に関する議案を株主総会に提出することを請求することができる。

監査役についても、同様の条文がある。会社法343条第1項及び第2項である。

監査等委員会は、この請求権を用いて株主総会の議案としたのであるが、その提案理由は当社の経営陣との一切の馴れ合いと妥協を排除するためとし、コーポレートガバナンスに幅広い経験と知識を持つS氏（元検事・大学教授）を候補とした、という（2020.6.4株主総会参考書類）。

これに対して、会社は、次のように述べている（2020.6.4 当社監査等委員会に関する一部報道について）。

監査等委員である候補者については、既に監査等委員会の決議による同意を得ていたにもかかわらず、株主総会における会社提案の候補者を決議する 2020 年 5 月 22 日開催の取締役会の直前に突如として開催された臨時監査等委員会に際して、K 監査等委員は T 前名誉会長の代理人弁護士が所属する法律事務所の弁護士が紹介者である候補者を立て、従前の監査等委員会による同意を撤回した。

#### **私のコメント**

##### **1. 抜かすの宝刀を抜いた監査等委員会**

取締役会が決めた議案に対して監査等委員会が意見を出すのは上場企業で初と見られる（2020.6.3 日経新聞）。「まさに『抜かすの宝刀』が遂に抜かれましたね」と山口利昭弁護士は述べている（2020.6.4 「ビジネス法務の部屋」）。

##### **2. 監査等委員会が独自の候補を立てた**

私は、監査役会が決定した候補者について、会社がこれを認め、総会議案としている例は多くあることは知っているが、会社が決めた候補者を蹴って、監査等委員会が決定した候補者を総会議案とするよう請求し、総会に提出され、承認されたというこの天馬社の事例は初めてである。監査役候補は会社が決める、と思っている監査役さん、時代は動いています。

##### **3. 監査等委員には情報を与えるなという風潮に負けるな**

監査等委員に限らず、監査役や監査法人に情報が伝わらないようにする風潮は、天馬社に限らずありうることである。あるとすれば、監査懇話会の「取締役業務執行確認書」などで、監査役への報告義務を啓蒙しなければならない。

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれ（法令等への抵触を含む）を知ったときには、直ちに監査役会又は監査役にこれを報告する義務がある（会社法 357 条「取締役の報告義務」）。

確認書は、取締役に対して「あなたは報告していますか」と問うている。

##### **4. 積極的に情報を集めよ**

派閥抗争に巻き込まれた監査等委員。内部通報の調査も大事だが、もっと早い段階で贈賄の情報が得られなかったのか。会社法内部統制等の規定を活用し、取締役や子会社からの監査等委員への報告義務を徹底させておくこと、そして、外国公務員に対する贈賄は天馬社にとってリスク中のリスク、しっかりと情報源を握っておき、報告を求めたり、往査したりすることが大切である。